

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を推進するための 基本的な方針に関する検討会議事録

平成24年9月10日

議事次第

議題

- (1) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を推進するための基本的な方針について
- (2) 今後のスケジュール等について
- (3) その他

午後3時00分開会

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を推進するための基本的な方針に関する検討会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変暑い中、またお忙しい中を御出席いただき誠にありがとうございます。私は、司会進行を務めます適正処理・不法投棄対策室長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、お手元の配布資料の御確認をお願いいたします。まずは、資料1、本日出席いただいております検討会委員の名簿。資料2-1、産廃特措法の一部を改正する法律の概要。資料2-2として新旧対照表。資料3-1は基本方針についての概要でございます。資料3-2といたしましてその新旧対照表。資料3-3は、基本方針の告示案。資料4-1は対象となる事案の一覧表。それから、今後実施を予定している事案の一覧が資料4-2ということになっております。

参考資料1は、法律案参考資料。これは国会で配布いたしましたものでございます。参考資料2は、現在実施中の事業又は完了した事業の実施計画。参考資料3は、法案に対する附帯決議、衆議院、参議院の環境委員会のものでございます。それから、参考資料4は、産廃特措法による財政支援スキーム図をお配りさせていただいております。

なお、参考資料2につきましては、資料のページ数が多いために委員用のみを机の上で置かせていただいております。用意いたしました実施計画は資料4-1に記載された各事案のものでありまして、各都道府県等のホームページで公開されているものでございます。傍聴者におかれましては、必要であれば後ほどホームページをごらんいただければと

思います。

また、資料の不足、乱丁等がございましたらお知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして環境省廃棄物・リサイクル対策部梶原部長よりごあいさつをさせていただきます。

○梶原廃棄物・リサイクル対策部長 廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。議事に先立ちましてごあいさつを申し上げたいと思います。本日は、委員各位におかれましては大変暑い残暑の厳しい中、御出席を賜り大変ありがとうございます。

この検討会におきましては、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律第3条第1項に基づきまして環境大臣が策定いたします基本方針について御議論を賜りたいと考えております。分厚いファイルにございますけれども、これまで改正前の法律に基づき15事案につきまして事業が進められてきております。そのうち4事案については既に事業が終了し、生活環境保全上の支障は取り除くことができたというところでございます。まだ継続中の事案についても、地域住民の方々を含めた関係者の合意のもとで、現在、事業が着実に進められているということでございます。

ただし、国会でも延長していただくということになったわけでございますが、当初の予定以上に廃棄物があるといったような問題がございまして、さらなる期間を要するということがわかったと。また、今まで予定しておりました事業以外にも新たな支援の対象とすることを希望しているような事案も出てまいっております。

このような状況を踏まえまして、過去の負の遺産を除去する、これをできるだけ将来に残さないという観点から10年間を延長していただくとともに、これから延長した改正法に基づき都道府県知事等が環境大臣に対しまして実施計画を協議するということとなります。これを25年3月31日、半年後までに行うという内容の法案を提出して、8月10日に国会で成立させていただいたところでございます。

本日は、そういう国会の審議等を踏まえまして基本方針の見直し案というものを提示させていただいております。忌憚のない御意見を賜りまして、先ほど申し上げましたようなタイトなスケジュールで今後の法律を施行していかなくてはいけないということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 それでは、委員の方々を御紹介いたします。まずは、早稲田大学大学院法務研究科教授の大塚直委員でございます。

- 大塚委員 大塚です。よろしくお願いします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 続きまして、京都府保健環境研究所技術次長の越智広志委員でございます。
- 越智委員 越智でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 続きまして、埼玉県環境部産業廃棄物指導課長の葛西聡委員でございます。
- 葛西委員 葛西でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 続きまして、九州大学大学院工学研究院環境社会部門附属循環型社会システム工学研究センター教授の島岡隆行委員でございます。
- 島岡委員 島岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 続きまして、橋元綜合法律事務所弁護士の鈴木道夫委員でございます。
- 鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 続きまして、福岡大学大学院工学研究科資源循環・環境工学専攻教授の樋口壯太郎委員でございます。
- 樋口委員 樋口です。よろしくお願いいたします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 続きまして、明治大学法学部教授の新美育文委員でございます。
- 新美委員 新美でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 最後に、独立行政法人国立環境研究所資源・循環廃棄物研究センター廃棄物適正処理処分研究室長の山田正人委員でございます。
- 山田委員 山田です。よろしくお願いします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 引き続きまして、環境省側の出席者を御紹介させていただきます。ただいまごあいさついたしました梶原部長でございます。
- 梶原廃棄物・リサイクル対策部長 梶原でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 坂川企画課長でございます。
- 坂川企画課長 坂川です。よろしくお願いします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 廣木産業廃棄物課長でございます。
- 廣木産業廃棄物課長 廣木でございます。よろしくお願いします。
- 吉田適正処理・不法投棄対策室長 私の隣でございますが、適正処理・不法投棄対策室

室長補佐の小岩でございます。

○小岩適正処理・不法投棄対策室長補佐 小岩です。よろしくお願いいたします。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 私は適正処理・不法対策室長の吉田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで座長の選任をお願いしたいと思います。事務局からの提案ということをお願いしたいのですが、明治大学の新美委員に座長をお願いしたいと思います。皆さん、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 では、新美委員、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、新美委員に座長として進行をお願いいたします。

○新美座長 それでは、進行役を仰せつかりました新美でございます。先ほどありましたようにタイトなスケジュールで基本方針を定めていただきたいということでございます。

この特措法の改正法が通ったというのは非常に意義のあることであります。ちょうど先週末に高松に行くチャンスがあつて、現場には行けませんでした。豊島の状況をあちこちで伺ってまいりました。この改正法が通ったことを現場の人たちも大変喜んでおりまして、ぜひ積極的に進めてほしいという意見をいただいております。そういうこともありまして、どうぞ皆さん、よろしく御議論を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、議事の第1「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を推進するための基本的な方針について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 それでは、御説明させていただきます。資料2-1、それから資料2-2、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律」についての概要版と、新旧対照表になっております。概要版のほうで説明をさせていただきたいと思います。

もともとの法律でございますが、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的、着実に進めるために、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対して平成25年3月31日までの間、国が支援措置を講ずるということで平成15年にできた法律でございます。

この法律の改正の必要性ということでございますが、先ほどの部長のごあいさつにもありましたが、実際に今やっている事業の中で、例えば香川県豊島ですとか、青森・岩手の県境事案といったところで当初予定していた以上の廃棄物が、支障除去をやっている途中で発覚したという事情で24年度中の支障除去事業の完了が見込めないというようなものがあります。

それから、もうひとつ下でございます。事案の発覚のおくれ等の事情から現時点で特定支障除去事業として国の支援対象となっていないものの中に、新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案があるというようなことがあります。

こういったことから、都道府県等が行う特定支障除去等事業をさらに完了させるためにも、平成25年度以降も引き続き支援を続けていきたいということで改正案を国会に提出させていただきました。

改正の内容といたしましては、平成25年3月31日までという現行法の期限を10年延長いたしまして平成35年3月31日まで延長する。それから、環境大臣はこの34年度までの間の新たな基本方針を定める。3番目といたしまして、都道府県等は実施計画を作成するわけでございますが、これを25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないという内容でございます。この法律を提出させていただきました、参議院先議で御審議いただきまして、8月10日に衆議院本会議を通過しまして成立したということでございます。

個別の内容につきまして、この後御説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、産廃特措法に基づき、これまで実施した事業についての概要を事務局より説明させていただきます。資料についてはA3の4-1及びA4の4-2という横のパワーポイントを主に使用させていただきます。

すみません。座って失礼いたします。

4-1について、先ほども梶原部長のほうから説明がありましたとおり、産廃特措法に基づく事業については全部で15事業の実施をさせていただいております。4-1の裏面になりますが、産廃特措法に基づき事業が終了した事案は山梨県、三重県、新潟県、新潟市の4事案がございます。またおもてになるんですが、延長が必要な事案については幾つかこちらに挙げさせていただいております。

すべてを紹介すると時間の都合上かかってしまいますので、例えば香川県豊島について、これは先生方もよく御存じの事案だと思うんですけども、平成2年に兵庫県警が強制捜査に入りまして、その後に住民等の調整がいろいろございまして、平成12年に公害等調停

が結ばれた事案でございます。その後、平成15年12月に産廃特措法に基づく環境大臣の同意をいたしまして、全量撤去ということで支障の除去等事業を進めさせていただいております。現在のところ平成23年度末までに52万トン程度の廃棄物を撤去しているところですが、昨年の平成23年8月につぼ掘りということで廃棄物の下にさらに廃棄物が見つかったということです。現在は、全部で62万立米、約93万トンの廃棄物があるということです。残り約42万トン程度の廃棄物が残っていると考えられております。そのため、平成28年度程度まで廃棄物の除去がかかるのではないかと想定しております。

資料4-2の1ページが香川県豊島の事案のものになるんですけども、こちらは今御説明させていただいたとおり大まかにはそのような全量撤去ということでやらせていただいております。また、追加の事項として、汚染された土壌については水洗浄によって処理しましょうということで、現在はその手続を香川県さんにおいて進められているところです。廃棄物の除去については、その下の「スケジュール・費用」に書いてあるとおり平成28年度。公害調停の約束が平成28年度中ということになっておりますので、ここで終わる予定になっております。

また、ほかの事案につきましても、概要についてはこの資料につけさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

次に、産廃特措法に基づき今後支援が見込まれる事業ということで2事案ほどございますので、こちらを少し詳細に説明させていただければと思います。資料4-1、A3の表の裏側と、資料4-2の14~15ページを使用させていただきます。

まず、14ページが三重県四日市市大谷知・平津事案になります。こちらは、処理事業者が昭和56年ごろから処理業を開始して、廃棄物を大幅に持ち込んで不適正処理を行った事案になります。こちらは、今国内でも最大規模の約262万立米ほどの廃棄物が埋められているという状態になっております。主にシュレッダーダストであるとか、廃プラスチックであるとか、そういったものが入っております。生活環境保全上の支障として、例えば今出ているものとしては砒素とか鉛というものが検出されているところです。ただ、大幅な環境基準を超えているというところではないようでした、支障除去として何らかの措置が必要であると考えられるところです。

また、資料4-2の15ページをごらんいただければと思います。こちらが三重県桑名市源十郎新田というものになります。こちらのほうは、昭和40年代ごろに誰がやったかわからないんですけども、PCBが河川敷に不法投棄されました。さらに、それ以前に油が

不法投棄されておりまして、その油がPCBに汚されて、河川敷ということでまさに水に浮いた油という状態になっております。その水位の上下により、PCBによって土壌が汚染されている事案になります。こちらは、実は大分濃いPCBが出ておりまして、数値でいいますと最高地点で9,600mg/kgといった非常に濃いものが出ています。河川ですので、この下流に桑名市の水道水源がございます。こちらは、今は取水を停止しているんですけども、そういった水道水源であるとか、あとは農業用水にも使用されているところですので、そういった生活環境保全上の支障があるというところですので、今後はこれについても、PCBの廃棄物がありますので、これを除去した上でさらなる被害が出ないように措置をしていくということになります。

なお、大矢知・平津事案については、三重県さんが代執行の宣言ということで、ちょうど明日から実際の測量とかに入られるという話を聞いております。

以上が産廃特措法に基づき実施した事案と、これから実施しようとしている事案の概要になります。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 それでは、引き続きまして基本方針につきまして御説明させていただきます。

その前に、先ほどもお話ししましたとおり国会で審議をいただいたわけですが、その中でどんな質問があったかということについて簡単にお話をさせていただきたいと思います。

先日終わりました先の通常国会の参議院先議で提出させていただきました、審議いただいたわけでございます。衆議院、参議院の環境委員会での基本方針に関する質疑の概要といたしましては、ひとつはこういった支障除去事業の工法について地域の実情、状況を勘案して柔軟性を持って対応をと。また、一方で、やはり全量撤去する方向で考えるべきじゃないかといったような御質問もいただいております。

これにつきましては、環境省からの答弁といたしまして、地域の実情も踏まえながら合理的に支障の除去をできる方法を採用することとしたいということで答えさせていただいております。

また、もうひとつ多かった質問といたしましては都道府県等の行政対応が適切であったのか。もっと迅速に厳しく対応していれば、ここまで大きくならなかったのではないかと。都道府県等の対応をしっかりと検証して、責任を明確にさせることを盛り込んでほしいといった意見もございました。また、支障除去をやった現地でのモニタリング等の実施と、その結果の公表といったこと。それから、この10年間、産廃特措法をやってきたわけで、そ

ういったものの反省といったことを何か入れられないかといったような御意見もございました。

また、基本方針の内容に関することではございませんけれども、都道府県等の作成する実施計画の協議が今年度末までとなっているので、基本方針をなるべく早く策定するようにといった声、それから、現在、支障除去等事業を希望している案件のない都道府県等も対象に法案の内容を周知して掘り起こしをするようにといった御質問もいただいております。

この周知するということにつきましては、8月10日に法案が成立いたしまして、早速すべての都道府県、政令市に対しまして周知を図って、今はもしも希望があればということとさらに追加調査をしているところでございます。

また、先ほどお話がありましたけれども、衆参の環境委員会での附帯決議というものもございます。参考資料3として配布させていただいております。衆議院の環境委員会、参議院の環境委員会とそれぞれございます。基本方針等に関連するものとしたしましては、まず衆議院のほうをごらんいただきたいと思っております。

一といたしまして、34年度までに確実に支障除去の事業が完了できるように都道府県等に対して求めるということ。それから、進行状況を逐次把握しつつ、必要とされる助言・技術的支援を十分に行うこと。

二つ目といたしまして、支障の除去等に当たっては不適正処分の行為者のみならず、処分者に委託した排出事業者等に対する責任追及、それから行政代執行費用の求償を強化・徹底して行うように都道府県等に求めること。

三つ目といたしまして、24年度末までに都道府県等が環境大臣との実施計画の協議を確実に行うことができるように情報提供、それから各都道府県議会等への説明等に必要な措置を講ずること。

四つ目として、全量撤去方式以外の支障除去等を実施する場合には、残される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることにかんがみ、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないように、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等に必要な措置を講ずること。

五つ目として、1，4-ジオキサン等の化学物質による環境汚染に係る除去処理技術に関する情報の収集、提供を行うとともに、こういった物質の未然防止を図るために環境汚染が懸念される化学物質のリスクに関する科学的知見の集積及び周知を的確かつ速やかに

行うこと。

さらに、六番では電子マニフェストを積極的に進めていくべきだということ。

七番では産廃特措法ではないんですが、廃棄物処理法に基づく基金は平成10年6月17日以降の不法投棄等に対応するものでございますが、これの造成について25年度以降も事業者等の協力が得られるように努めること。

八番目といたしまして、今は都道府県等が特定支障除去事業として実施計画を策定しないものでも問題があるものがあるんじゃないかということで、積極的な立ち入り検査等を行って、必要に応じて勧告・改善命令等を発出できる体制の整備に尽力すること。

最後に、産業廃棄物関係の業界に対して、国民の信頼醸成に資するために公益通報者保護制度についての周知に努めるといったようなことが附帯決議としてされております。

もうひとつ、参議院のほうがございます。ほぼ大体同じようなことでございますが、三の前段、「都道府県等による実施計画の策定に当たっては、不適正処理の行為者や排出事業者等に対する措置について第三者等による検証を行い、その結果を明らかにするとともに、再発防止策を含め、当該都道府県等の責任を明確にするように求めること。」ということで、都道府県等の責任を明確にするといったことを求められております。

簡単ではございますが、附帯決議については以上のような内容でございます。

それでは、基本方針（案）の概要について御説明をさせていただきます。資料3-1をごらんいただけますでしょうか。基本方針の方向といたしまして、改正法の内容でございます10年間の延長、それから10年間で支障除去を完了させること。さらに、都道府県等知事が策定する実施計画の環境大臣への協議は今年度末、平成25年3月31日までにを行うことを明記いたしております。また、都道府県等は不法投棄等を行った者、排出事業者等への責任追及を行うことを記載しております。

それから、支障の除去等の内容に関する事項として記載させていただきましたが、これらについては都道府県等が作成いたします実施計画に記載するよう明確にいたしました。

その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要事項として、周辺環境への配慮、住民説明等の情報公開に関すること。それから、実施計画の変更について、特定支障除去等事業を行う区域、大幅な技術的事項の変更についてといった内容を今回の基本方針に記載させていただいております。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきたいと思っております。資料3-2でございます。上段が改正案で、下が現行ということでございます。基本的に表現の適正化とか、廃

掃法のこれまでの改正が反映されていなかった部分等についても今回修正させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。まずは、これまでの10年間、平成15年に法律ができて平成24年度までの間に計画的かつ着実に問題が解決するように取り組んできたところであるということです。その後、今後10年間延長した上で確実に問題の解決を図ることとなったということで、10年の延長をするといったことの経緯等について書かせていただいております。

続きまして、3ページでございます。「できる限り早期にその問題解決を図る必要がある。」ということでございます。このページの2行目です。これは従来のものにもあったわけですが、できる限り早期にその問題解決を図る必要があるということで、同じようにさらに事務的には34年度には必ず終わるということで指導してまいりたいと考えております。

その次でございますが、1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。ここで、平成24年度中に支障の除去等が完了しないということが見込まれるものについて、新規で発生してくる支障除去等の事業の対象のもの、それから現在も既に支障除去等事業を実施しているもの一継続のものですが、これらについて書かせていただいております。いずれも25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないということで明記させていただいております。

そして、この文章の最後のなお書きでございますが、「なお、特定支障除去等事業が完了した場合には、都道府県等は速やかに環境大臣に特定支障除去等事業の完了の報告をするものとする」。この部分につきましては、従来の基本方針にはなかったところでございます。国会での附帯決議でも、事業の進捗状況を把握しといったことも言われております。そういったことを踏まえて、終了したという場合にはしっかりと都道府県等から報告をいただくということを明記させていただいております。

続きまして、6ページでございます。「二、特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項」ということの「1、実施計画策定にあたり都道府県等が明確にすべき目標等」といったことがございます。これにつきましては、従来のものと支障の除去等を講ずる必要がある事案に関する事項という中に都道府県等の取り組みといったことも書いていたんですが、今回は都道府県等が明確にすべき目標等ということで、実際に都道府県等に対応してもらうという項目をはっきり書かせていた

だいております。その中で実施計画に記載するものというのを定めております。

この項目のところで、9ページに「(4) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法」という項目がございます。まず、支障除去についてどのような考え方で対応していくかということ、従来も書いてあるところではございますが、1行目から「当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。」ということで定めております。これは踏襲していくこととしたいということでございます。

その後になお書きがございます。「なお、支障の除去等の方法の選定における検討に際して、学識経験者など第三者による審議等を経た場合には、その概要及び結果を実施計画に記載することとする。」ということでございます。実は、産廃特措法では第4条第4項で都道府県等は実施計画を定めるに当たっては、環境基本法の規定により置かれる審議会等の意見を聞くということが規定されているわけでございますが、これとは別に第三者による審議を経た場合の内容についてもしっかりと実施計画の中に記載するというを明記させていただいております。これにつきましては、委員会での審議におきましても、それぞれの場所の手法をセットしていただいて、踏み込んだ対応をしていっていただきたいといった御質問もありまして、環境省からも適正な支障除去等の方法が選定されているかを十分確認してまいりたいという答弁をさせていただいているところでございます。こういったことで、実際にどんな検討がされたかということを確認させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページでございます。「(7) 平成17年度までに環境大臣が同意した特定支障除去等事業に係る出えん及び補助の考え方」ということで、この出えんの考え方について書かせていただいております。これにつきましては、参考資料といたしまして一番最後の参考資料4「産廃特措法による財政支援スキーム」をお配りしております。

この法律ができました平成15年当時は、適正処理推進センターにある基金に国から予算補助をし、都道府県等はこの基金から助成を受けて事業を実施するというようになっておりました。ところが、平成21年度に公益法人改革の一環ということで、適正処理推進センターの基金から都道府県等への支援というものが国からの直接補助というものに移行しました。ただし、適正処理推進センターの基金にも24年度までの分としてある程度の余裕がございましたので、これまでは国と基金から合わせて都道府県・政令市に対する助成をし

てきたということでございます。

また、平成18年度以降に大臣が実施計画に同意した事案につきましては直接補助というのもなくなりまして、特例地方債により事業費の90%を起債していただきまして、その元利償還金の2分の1を特別交付税として措置をするということに変わっております。

ですから、現在の国の支援は補助金を出している団体と、交付税で対応しているところの二つに分かれているわけでございます。このような状況がございますので、その辺について考え方を書かせていただいております。基本的には従前と変わっていないということでございますけれども、11ページの一番後ろのほうにあります、「なお、上記の算定方法及び返還については、国が補助金として交付する場合も同様とする。」というのを付け加えさせていただいております。

続きまして、12ページでございます。特定支障除去等事業に係る起債の考え方ということで、起債についても別にかかせていただいております。「平成18年度以降に環境大臣が同意した特定支障除去等事業については特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額を減じた額とする。」ということで、この辺を明らかにさせていただいております。

続きまして、3、都道府県等が行った措置に対する検証等ということでございます。ここにつきましては先ほども御説明いたしました、国会でも地方自治体が迅速に厳しく対応していればここまで大きくならなかったんじゃないかといったような声もございましたので、そういったことも踏まえてはっきりと書かせていただきたいと思っております。

ここの中で13ページの3行目、「また、実施計画を変更する場合において、特定支障除去等事業開始からの経緯を踏まえて、都道府県等が行った措置について、必要に応じて再度検証を行い、実施計画に記載することとする。」ということです。直近で言えば、この10年間にこれまで実施してきている実績について、さらなる対応というのを明確に書いていただくということを記載することにしております。

(2) 不適正処分の再発防止策といったことで、県が行った措置に位置づけることで明確化させて記載してもらおうということでございます。「再発防止に向けた具体的な対策を実施計画に記載することとする。」ということ書かせていただいております。また、これまで行ってきた措置が不十分であったと検証されたものについては、対策の充実を図って、その実施状況について実施計画に記載するというところでございます。

続きまして、4、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置ということです。特

定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する費用の考え方というのがございます。ここ
の中で終わりから5行目、「また、併せて排出事業者等において、自主的な措置が講ぜら
れるよう、都道府県等から働きかけるものとする。」ということ。それから、次のページ
のこの段落の最後でございます。「なお、実施計画の変更に当たっても、特定産業廃棄物
の処分を行った者等へ実施している措置に係る状況を実施計画に記載することとする。」
ということにしております。こういうことで、この10年間の実績、またさらなる行為者等
への求償追及ということを明確化するためにこの部分を追加させていただいております。

続きまして、三、その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべ
き重要事項ということでございますが、まず最初にあるのがその事業実施時における周辺
環境影響への配慮といったことでございます。この辺につきましましては、公表とか公開とい
ったことを従来と同様に書かせていただいております。それから、次のページに行きまし
て16ページでございます。やはり、国における関係都道府県等の間の連絡調整等、それか
ら関係市町村、住民への説明といった部分でも公表とか公開について書かせていただい
ております。

以上が基本方針の内容についての御説明でございますが、基本方針になかった内容でも、
先ほどお話ししたとおり附帯決議の中で都道府県等に対する特定産業廃棄物に起因する支
障除去等に係る情報提供、都道府県等議会・住民説明会への支援を行うといったこと、モ
ニタリング支援を行うこと、実施計画を策定しない事案でも都道府県等が立入検査、措置
命令等を発出できる体制の整備に尽力すること、それから基本方針に10年間の反省といっ
たことを入れられないかといったような御意見があったところでございます。

以上で、簡単ではございますけれども基本方針についての御説明を終わらせていただき
ます。

○新美座長 ありがとうございます。基本方針をこれまでのものからさらに内容を深める
といたしますか、一步立ち入ったことが方針の中に盛り込まれようとしておりますけれど
も、これにつきまして率直な御意見、あるいは御質問等があればよろしく願います。ど
うぞ御自由に御発言いただきたいと思っております。

○越智委員 よろしいでしょうか。

すみません。1点教えていただきたいんですけど、資料3-2の6ページの上でいきま
すと「実施計画策定にあたり都道府県等が明確にすべき目標等」というところございま
す。旧の中では「廃棄物処理法第19条の8第1項各号のいずれかに該当するものについ

て」ということで、それが改正案では外れているんですが、そのこのところの考え方はどういうことでしょうか。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 ここにつきましては、従来の産廃特措法ですと、都道府県等がつくります実施計画の環境大臣への協議というのがいつまでにやらなければいけないという縛りがなかったわけなんですけど、今回の改正法ではこれを平成24年度末ということにさせていただいております。そういうことも含めまして、従来の文章ですと生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあるというものについてのことをここに書いてあるわけです。今回の法改正ですと、今年度中には環境大臣への協議を行っていただくということでございますので、この部分については必要ないだろうということで削除させていただきました。

ただし、産廃特措法の対象とならない不法投棄というのもたくさんあるわけでございますから、当然そこは毎年把握してきているわけでございます。それぞれの自治体の状況は引き続き調査していくわけでございますけれども、この部分についてはそういうことで削除しているということでございます。

○新美座長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見がございましたら、どうぞお願いします。

○葛西委員 昨年度までいろいろと各自治体に支援・助言する立場にいまして、そのときから考えていたことなんですけど、産廃特措法の中で各自治体の実施計画を定めて、それに基づいて事業を実施していくんですけど、附帯決議の中にもあった定期的な進行管理のような部分というのが余り従来から明確化されていないなというのがありました。ある意味、自治体でもどういうふうな形で対応するのかがばらばらだったといったようなことがあります。特に今般延長されるとはいいつつも、多分これが最後の延長ということの中で進行管理というのは非常に重要な意味合いを持ってくるのではないかなと思うんです。その点について、環境省さんのお考えをお聞かせいただければと思います。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 大変重要なお話だと思います。確かにこれまでやってきました15事案につきましても、こういう段階でこういう報告みたいなものというのは細かいところまで決まっているわけではなくて、その都度報告をいただいていた。事案によっては、逆に細かく毎月のように今月はこれだけ移動したという報告があったりしたわけです。そういった点につきましては、できるだけちゃんと把握しながらやっていくと。今、葛西委員からお話があったとおり10年間で必ず終わらせるという決意を私どもも

持っておりますので、そういったことに対応できるようしっかりとやっていきたいと思っております。そういったことで考え方を整理していきたいと思っております。

○新美座長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問をどうぞ。

○樋口委員 今の御質問に関係するんですけど、私は技術的側面からいろんなところでかかわっているんですけども、やはり今の技術とか、それから調査方法も含めてほとんどの事案が技術的に初めてとか、やってみなければわからないといった不確実性のある技術で対処したのも結構あると思うんです。その場合に、やはり実際に実施してみたらうまく支障が除去できないようなこともあります。先ほど工程管理のお話が出たんですけど、技術的な審査というか検証といったものもその都度行う必要があるんじゃないかなと。もともと実施計画の変更というのは認められているわけですので、そこをちゃんと定期的に検証することによって手続もやりやすくなるんじゃないかなと思っております。以上です。

○新美座長 ありがとうございます。

環境省の方、どうぞ。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 実施計画の変更は、確かに今後も今年度中に大臣同意したものについてはできるということになります。そういった意味では、その後の状況を的確に把握しながら進めていき、そういった情報を国にもいただいていくということが重要だと思っております。参考にさせていただきながら対応させていただきたいと思いません。

○新美座長 ほかに。どうぞ、山田委員。

○山田委員 8ページからの「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法」についてなんです。ここで、ア、イ、ウの三つの方法、掘削処理、浄化处理、原位置覆土等というのがあるのですが、今までに終わったもの、終わっていないものもありますけれどもさまざまな事案がありましたが、これに当てはまるのかという見直しをされているのでしょうかということが1点。

それに関連して、先ほど初めてのことがたくさんあったというお話でしたけれども、そうはいっても今まで幾つかの事業をやってこられているわけで、それなりの経験があるわけなんです。そういった今までの手法みたいなものをちゃんとフォローアップしているか、検証しているかという2点になります。

○新美座長 その辺はいかがでしょうか。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 支障除去等の事業につきましては、ここにお示しさせていただきます。支障除去等の方法ということで挙げさせていただきますけれども、大体今やっているものというのはこの中で対応できていると思っております。

それから、これまでの事案につきましては、産廃特措法の対象事案というだけではないんですけれども、ケーススタディーといいますか、実際にどういうことをやってきたかということをもとめて外に発信していくことも重要だと思っています。また、私どものほうの事業として、そういった冊子をまとめてお配りするといったことも考えております。また、産廃振興財団さんでも本をまとめたりしていて、そういったものも参考になるのかなと思っています。私どもとしても、そういったアウトソーシングに努めていきたいと思っております。

○新美座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 私は特措法のほうで行政責任検証を主に携わってきたわけですけれども、行政責任検証について基本方針にかなり詳しく盛り込まれているというのは非常に評価できるのではないかなと思います。

次に、これは基本方針から若干離れるんですけれども、責任を検証した後にそれが将来において各都道府県等に生かされるように、不断に監視していくということが必要なのではないかなと思います。過去の負の遺産ということで、責任を検証することを徹底的にやるということが基本方針に書かれているのは非常に評価できると思います。それに加えて、検証するだけでなく将来に生かしていくということで初めて意味があると思っております。ですので、そのところをフォローアップしていただきたいということが一つ目の意見です。

また、その責任検証に絡みまして、基本方針の13ページにも書かれているんですけれども、処分を行った者に対する措置という観点から、基本的には、その費用を処分者等からなるべく回収していくということがあるわけです。そして、今回の基本方針で「排出事業等において自主的な措置が講じられるよう働きかけるものとする」という一文が加わりました。費用について、排出事業者に法的責任がない場合であっても自主的な措置が講じられるように働きかけるという一文が加わったことは一定の評価ができるのではないかなと思います。しかし、根本的に、行政側では使える手段というものが限られておりますので、どうしても狡猾に振る舞う処分者等に対する手段がなかなかない中で逡巡しているという

のも現状ではないかと思えます。そのあたりも引き続き、基本方針とは離れますけれども、排出事業者等の一文が加わったことにプラスして、今後検討していったらいいのではないかと思います。意見を少し述べさせていただきました。

○新美座長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。

ほかに御質問、御意見がございましたらお願いします。

○大塚委員

今回のこの基本方針の案はよくできていると思いますが、根本的なところについてお伺いしたいと思いますが、4ページにあり先ほど御説明いただきましたように協議を平成24年度末までにやるということで、そこまでに出て来なければ特措法の対象にならないということになるんだと思うんです。この意気込みでやることは非常に重要だと思っておりますが、25年度以降にもし発覚した場合は対象にしないということによろしいのでしょうか。

とりあえずそういうことでやっていくというのは非常に重要だと思っておりますけれども、その後も出てくるかもしれないです。そのことは、今はとりあえず余り考慮しない方針だということでしょうか。

○新美座長 お願いします。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 大塚委員のお話は国会でも御質問がございました。その点につきましては、平成10年6月16日以前のものということでもございますので、私どもは毎年不法投棄等の実態調査でもかなり細かいところまで把握しているということでもあります。そういった中で、さらに先ほどお話ししましたとおり大臣の協議を今年度末までにしなければいけないということもございます。その点については、すべての都道府県、政令市にあてましてこの法律が成立したということで、もし希望があればということで今アンケート調査をしております。そういった中で、さらに幾つか上がってくるんだろうと思っております。そういったものについては真摯に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○新美座長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

今の質問に関する点では、ほぼ都道府県等においては把握できてきているだろうという認識のもとでよろしいですか。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 はい。

○新美座長 ほかに御意見、御質問がございましたらどうぞ。

今、幾人かの委員の先生から御意見が出た技術的な点についてのフィードバックとか、行政対応についての経験のフィードバックが大事だという御指摘がありました。何かそれを具体化するようなアイデアはありますか。冊子をつくるとか何とかおっしゃっていましたが、そういうことも含めて大体どういうことをお考えか、可能なのかをいただければと思います。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 ひとつは都道府県等が今後事業を実施していくときの進行管理といったところの状況を把握していくというのがあるのと、これまでの実績をまとめさせていただいて、それを今後不法投棄等の支障除去に当たる自治体に情報提供するというのをちゃんと考えたいと思っております。冊子というよりは、わかりやすい内容のものがいいんだと思うんですが、そこは考えたいと思います。

○新美座長 よろしくお願ひします。

ほかに御意見、御質問は。

○島岡委員 それに関しまして、私も樋口委員と同じようないろんな技術に関する支援をしまりました。

今、技術的なフィードバックというのがございましたけれども、その前に例えば1,4-ジオキササンが新たに規制物質に加わり、その技術が確立していない中、その処理そのものをどうするのが問題となりました。私は土木工学を修めましたが、廃棄物地盤そのものがまだよくわかっていない、不法投棄廃棄物からなる地盤は特殊な地盤でございます。そのため不法投棄廃棄物の地盤に関する知見がほとんどないということで、技術的フィードバックというよりもそういった学術的にきちんと説明できない場面に多く出くわすことが多々あります。きちんと学術的に説明が立たないときには安全側に対応をとる、安全側の対策や技術対応をとると、費用がかかってしまうという事例がございました。

そういう意味では、技術的な知見の集積と同時に、我々、研究者の使命かもしれませんけれども不法投棄廃棄物に対する物理化学的な学術的知見を早期に集積し、体系化する必要があることを日ごろ感じております。感想でございます。

○新美座長 私は全く理系のことはわかりませんが、今のは大事な指摘だと思います。技術的にはほぼ完成してやれているかという認識があったんですが、そうではなくて、むしろ探索的にやりながら技術の確立を図っているということでございます。その点を、国と都道府県等で協力し合いながら技術の開発を確実なものにしていくというのも、どこかに入れておく必要があるだろうと思います。

ほかに御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。大体皆さん、御意見、あるいは御質問。

○山田委員 すみません。

○新美座長 どうぞ。

○山田委員 技術の話ばかりですみませんけれども、それに関連して先ほど私が質問しましたア、イ、ウの書き方なんです。こういうやり方が基本的であるというのはわかるんですけども、やはり事案によっていろんな工法とか幾つかの変えていかなければいけないところがあると思うのですが。

どうでしょうか、私だけではなくて、樋口先生や島岡先生にもお伺ひしたのですけれども、大体これぐらいの書き方でよろしいでしょうか。要するに、余り中身を細かく決めないほうがいいのではないかという意味です。要するに、アはとにかく除去するということが目的であって、イはその場で浄化するというのが目的である、ウはある程度覆土等をして雨水の浸透を防止するみたいな話ですよ。そういう基本さえあれば、その中身の技術がどうかというのは余り書き込まないほうがいいのではないかという感想を持っています。

○新美座長 ありがとうございます。その点は、ほかの技術系の先生方に御意見がございましたらお願いします。

○樋口委員 全く同感であります。やはり、余り言い切ってしまうと、それを実施したときに往々にしてうまくいなくて、また変更するというのも何度か経験しております。そういう面では目的と意義、そこだけでもいいのかなという感じはいたします。

○新美座長 ほかの先生方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういう意味では、今のように大体基本方針にきちんと書き込んでおいていただいて、かなり自由度というか現場の状況に応じて柔軟に対応できるような方針にしておくことが望ましいということですね。

その辺の書きっぷりは何とかなろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 いただいた意見に沿って検討させていただきたいと思ひます。

○新美座長 ほかに御意見、御質問がございましたでしょうか。

○樋口委員 この法律に直接関係することではないんですけれども、支援のスキームで実施計画書が出てくるまでにかかなりの時間がかかっています。例えば、硫化水素みたいな問題の事案の場合には実施計画書が出てくるときにはもうおさまってしまっていて、ほかの

例えばメタンガスの問題に変わってきているとか、余りにも長期間かかるということで状況が変わってしまうというのが何件かあったんです。

こういったものに対して、恐らく無理かと思うんですけど、緊急措置的にその部分を支援していただけるスキームとか、調査費は当然都道府県等で行うんでしょうけれども、場合によっては緊急措置的にやっておけば汚染の拡散がとめられるという事案も幾つかあったと思います。そういったものに対する支援措置があるといいなと思います。

○新美座長 いかがですか。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 樋口委員から今お話がありましたけど、なかなか難しいところがございます。これまでですと、県によっては例えばグリーンニューディール事業を使って当初の対処をすとか調査をするということもあったわけですが。

できるだけ実施計画を早めるといっても、やはり手続も法律に定まっております、先生のお話のとおり時間がかかってしまうというのが実態としてはあるのかなと思っております。今後の課題かとは思いますが、なかなか今の段階では環境省からの支援ということで緊急に対応するというのは難しいということでございます。

○新美座長 確かに行政的な仕組みからするとそうかもしれませんが、早目に手を打てば安く上がるということもあるんじゃないかと思うので、何か知恵が絞れるといいかもしれないですね。これは全く素人考えだと思うんですけども、今の硫化水素の問題でも早目に手を打てば拡散が防げて、結果的には安く上がるということもあろうかと思えます。それは、すぐに今回の問題で解決がつくかどうかというのはもう少し検討する必要があると思いますけど、非常に貴重な御意見だと思います。生かせるならば生かしたいと思えます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○鈴木委員 先ほど室長からの御説明にもあったかと思うんですけども、衆議院の附帯決議に出ている全量撤去以外の支障の除去という問題に関連して、代執行後の継続的なモニタリングということが一つの関心事になります。そこで確認なんですけれども、具体的に、この点をどのように考えているのかということをお教えいただければと思います。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 正直に言いますと、これまでの実績を私どもは頭に描いています。産廃特措法で対象としてきた事案につきましては、支障除去の事業が終わって2年間程度は安定しているということであれば、大体支障が除去されたと判断してもいいんじゃないかなと。

ただ、産廃特措法の対象で国の支援を受けていながら、実は24年度中に終わりますとい

っているところで、今、実際に支障除去をやっている場所で、その後に当然地下水とかの測定をしなければいけないわけです。そこは25年度以降は自治体の単独経費でやりますから結構ですというところもあったりして、必ずしも支援と一体となっていないところもあります。基本的な考え方としては、支障除去の事業が終わった後2年程度安定しているかどうかを確認する測定を行うということについてはこれまでも支援してきているところがあります。

○新美座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

基本方針につきましては、今いただいた意見でほぼ出尽くしたと理解してよろしいでしょうか。

それでは、ただいま委員の皆さんからいただいた御意見をもとに事務局で基本方針(案)の内容について修正等をしていただくようお願い申し上げます。

続きまして、議事2でございます。「今後のスケジュール等について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 それでは御説明いたします。今後のスケジュールということでございますけれども、本日いただきました意見を反映させた修正をした基本方針をつくらせていただきまして、この後にパブリックコメントにかけたいと考えております。これが長くて1カ月程度ということでございます。その後、告示をして都道府県等から実施計画の協議がされてくるという段取りになります。

実は、都道府県等につきましては、これまでも基本方針についての検討をしていくという状況につきましては情報提供をしてきているところがございます。それぞれの自治体が、今年度末に向けた実施計画の策定というのを内部で進めてきているということでございます。とはいえ、この基本方針をなるべく早く告示したいということで対応していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○新美座長 それでは、ただいまの「今後のスケジュール等について」の御説明につきまして、御質問、御意見があったらお願いします。

実質的には、同時並行的に各都道府県等は大体準備を進めているという理解でよろしいですね。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 そういうことでございます。

○新美座長 どうぞ、御意見、御質問がございましたら。

特にならなければ、ただいま御説明いただいた方向で今後のスケジュールを進めて
いただきたいと思いますということによろしいでしょうか。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 それでは、本日いただきました御意見につきまして
私どものほうでまた修正をさせていただきます、基本方針につきまして各委員に送らせ
ていただきますし、座長とも調整をさせていただきますと考えております。パブリックコ
メントにかけた上で最終案ということで告示という運びになります。

○新美座長 はい。ただいま説明のあった方針で進めていくということで異議はございま
せんでしょうか。

それでは、異議もございませんので、事務局としてはただいまの御説明にあった方針で
進めていっていただきたいと思います。

それでは、続きまして議題3「その他」でございます。事務局からございましたらお願
いします。

○吉田適正処理・不法投棄対策室長 本日の議事録でございますが、この原案を作成いた
しまして、委員の皆様にご確認いただいた上で環境省のホームページに掲載する予定で
ございますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の資料につきましては、御希望があれば郵送させていただきますと思います
ので、お申しつけいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○新美座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明がありましたように着実な進行に向けて御努力いた
だくということにさせていただきます。

本日は暑い中、熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。これにて閉会
としたいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時15分閉会